

2050年脱炭素社会の実現に関する連携協定

狛江市（以下「甲」という。）と茅野市（以下「乙」という。）は、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携のもと、効果的な取組を推進することにより、甲及び乙の共創による2050年脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進・情報共有に関すること
- 森林の保全を通じた脱炭素社会の推進に関すること
- 脱炭素化の継続的な推進に向けた人材育成や知識蓄積に関すること
- 市民や事業者等の交流事業を通じた環境学習に関すること
- 脱炭素化の推進を通じた市民や事業者等主体の相互の地域活力の創出に関すること
- その他本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を円滑に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の60日までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項及び必要な事項について、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年2月17日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市

狛江市長



長野県茅野市塚原二丁目6番1号

乙 茅野市

茅野市長

